

POLAND MONTHLY / BIULETYN POLSKI

1989年

ポーランド月報

7月号
(通巻88号)
400円

「連帯」の選挙綱領

ヨーロッパに妖怪が…… A・ミフニク

革命に代えて J・クーロン

WYBIERAMY
Solidarność

われわれは「連帯」を選ぶ

「連帯」の圧勝——示された民意…………… 3
「連帯」在外調整委員会のコメント

「連帯」市民委員会選挙綱領…………… 4

選挙闘争を担うのは誰か……………10
「連帯」市民委員会での論争

ヨーロッパに妖怪が徘徊している アダム・ミフニク……………14

革命に代えて——円卓会議合意がもたらしたもの……………16
ヤツェク・クーロン

☆ポーランドにおける妊娠中絶と離婚の現状……………21

ポーランド日誌 1989年4月26日～5月27日……………21



昔は「第2のポーランド」を建設し、
それから第2の日本になろうとし、
今じゃ第2のエチオピアよ。
（「第2のポーランド」はギエレク政権時代の
スローガン、「第2の日本」はワレサが80年に
口にした言葉）

Electoral Triumph for Solidarność, Coordinating Office Abroad of NSZZ Solidarność
News Solidarność, No.135, 1~15 June 1989

【編集部注】 国会選挙の結果に関する「連帯」全国執行委員会の声明が未着のため、ここではとりあえず「連帯」在外調整局のコメントを紹介する。これは必ずしも「連帯」全国執行委員会ないし「連帯」主流の見解を反映するものではない。【訳：水谷 駿】

「上下両院選挙の第1回投票の結果、ポーランドに新しい情勢が生まれた。これからはすべてが変わる。一部の人々はわれわれの前に開かれた巨大な可能性を脅威と受け取っている。ポーランドはその統治方法を変えなければならない。ポーランド人は、奴隷としてではなく市民としての権利を要求しつつ、新しいやり方で自らの未来を切り開かなければならない。ポーランドは市民社会とならなければならない。これは国家に対する責任を引き受けることを意味する。今回の選挙は議会制民主主義に向かう第1歩である。」

興奮と当惑

「連帯」顧問の1人のこの発言が、「連帯」勢力の圧勝をもたらした興奮と当惑をよく言い表している。興奮——選挙結果はあらゆる予測を上回ったからである。「連帯」は上院で92議席、下院で160議席を確定させた。……それは文字通り「連帯」勢力の決定的圧勝であった。当惑——「連帯」の完勝は党政府の完敗を意味するからである。……党を拒否するポーランド社会の巨大なうねりは「指定席」とされた全国リストの党政府要人（ラコフスキ首相を含む）33名を落選させた。このような事態は予想されていなかった。

だが、今回の選挙はこれでも完全な自由選挙ではなかったのである。円卓会議合意に基づいて、党政府には決定的に重要な下院での65%の議席が

保証されている。

中国の悲劇の影

人々が発言し、その民主主義の1票が全体主義の現実を根底からゆさぶった。自らの権力を放棄するつもりなど一切ない共産主義の支配者が絶望の行動に出るのではないかという不安とともに、危機の妖怪が地平のかたに姿を見せている。時を同じくして起こった中国の事態は、民主主義を全体主義の現実と両立させることの絶対的不可能性を証明した。それゆえにこそワレサ委員長は、選挙結果の如何にかかわらず、円卓会議合意を尊重、順守するよう求めたのだった。「われわれは細い枝の上に座っている。……過度の要求は中国の事態の再現にいたりかねない」。したがって今1度——これが最後であることを願わずにはいられない——はっきりと表明された国民の意思が無視される。「連帯」は円卓会議合意を順守し、党政府に対して 選挙の結果にもかかわらず——下院で65%の多数を占めることを認める。

連立与党か反対派野党か

権力の維持に努める党政府側は、予想されたとおり反対派の一部に政府への参加を求めてきた。民主主義勢力はジレンマに直面している。与党として政府に参加するか、それとも明確な反対派勢力としてとどまるか。ワレサ委員長は、反対派のメンバーが個人的に政府に参加する可能性は予測しながらも、彼自身としては第2の路線を強く支持することを明確にしている。広範な社会は「連帯」が反対派勢力であることを求めた。「連帯」はこのことをはっきりと認識しており、その任務を完遂する決意でいる。

「連帯」市民委員会選挙綱領

Program wyborczy
Gazeta Wyborcza, nr.3, 10.05.89

I 市民の諸権利

1 憲法

国家の再建は、ポーランド人の持つ民主主義的伝統の通り、自由の理念と民族・宗教・政治思想その他にかかわらず市民は平等であるとの理念を実現し、民族の主権を保障するような新しい憲法と、社会的に認められる権力執行方法とによるべきである。

特定の政党あるいは他の政治勢力の統率力ないし指導的役割やその他の種類の特権を、憲法の中で認めてはならない。

2 選挙

われわれは選挙方法に関する協定を1回限りのものとして締結した。次回以降の上下両院選挙は完全に民主的な、一切の制限や特別待遇を排したものでなくてはならない。

3 都市と農村の自治

都市と農村の真の自治権の確立は民主主義への重要なステップである。自治こそがそれぞれの地域の意思決定の唯一の主体であり、これは国家行政とは完全に別個のものでなければならない。各地域の評議会は自由で民主的な選挙によって選ばれねばならない。こうした条件を満たして初めて、地域自身の財産と財政を持つ意味が生まれる。都市と農村は連合を形成する権利を持ち、果あるいは中央権力による干渉を受けない。そうなったときに初めて、農民は本当に行政の中で正当に扱われ、農民の尊厳が軽視されることはなくなるだろう。そうなったときに初めて、「農場の中の農

民は県知事と平等」というスローガンが実現されるだろう。

4 結社の自由

われわれは市民の結社と公然活動の権利を守り、発展させる。われわれの陣営の上下両院議員は、彼らの考えに賛同しその立候補を支持した集団や団体、とりわけ独立自治労組「連帯」、「農民連帯」、独立学生連盟の代弁者である。

彼らの任務は、組合活動の自由の拡大、組合や団体の複数制の一貫した実現、そして政党の結成と活動の自由の追求である。

5 法の制定

ポーランドの法律は市民の自由と権利を守るために存在する。法は、ポーランドが国際的に負っている人権保護の義務を十全に果たすためにある。われわれは、弾圧機能を弱める方向で刑法の抜本的改正を行うつもりである。また、市民の利益がよりよく守られるように、民法の修正にも努力する。

6 法の運用

すべての市民は中立かつ公正な裁判を受ける権利を有しており、われわれはこの権利を守ってゆく。法廷は政治・行政機構から独立していなければならない。裁きにあたる裁判官も独立していなければならない。検事局は司法省に従属すべきである。軽犯罪裁判所制度は廃止せねばならず、ある個人の自由を奪う権利を持つのは裁判所のみにならなければならない。警察からはその政治的性格を取り除き、市民の生命、自由、財産を守るために仕え

る存在にすべきである。われわれは、あらゆる法を逸脱した行為や市民の権利への侵害に対して監視を怠らず、粘り強く対応してゆく。

7 文化と情報

あらゆる情報を受け取り、自らの意見を公に表明することは、市民ひとりひとりの権利である。われわれは検閲、ラジオ・テレビ放送の国家独占、国家による印刷用紙配給および印刷所統制の廃止を求めてゆく。われわれは、文化への財政援助に際して政治的特権が関与しないようなシステム、独立した雑誌の出版を容易にするような環境、独立した文化が出版を行ったり必要に応じて機関を設立したりする権利の保証などを求めて努力する。われわれはポーランドの書物が陥っている危機的状况を克服せねばならない。われわれは、社会全体が文化的な富と価値を最大限享受できるように状態を保証するために努力する。

8 兵役

われわれは兵役期間の短縮と〔兵役忌避者のための〕代替務制度の拡大、とりわけ教育および保健医療分野での代替務の拡大を要求してゆ

く。われわれは、兵士の基本的人権が守られる保証を求めてゆく。その基本的人権の中には、良心の自由、宗教上の実践の自由、私物所有の自由も含まれる。またわれわれは、学校での予備軍事教練を廃止したいと考えている。われわれは、軍がどこかの政党にではなくポーランド国家に仕える存在になるような変革を要求していく。

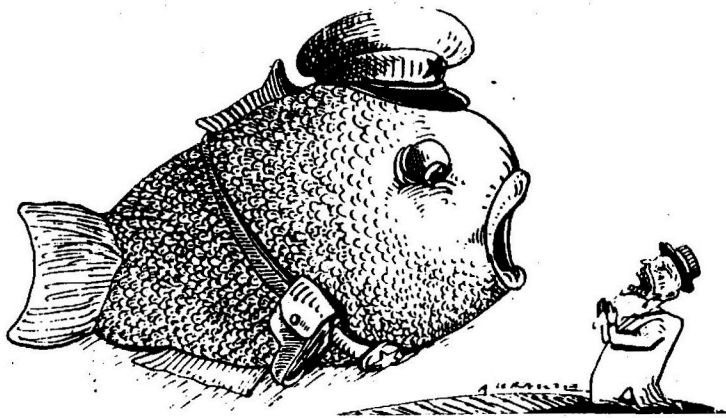
9 昇進の権利

われわれは社会生活のすべての分野でノメンクラトゥラを廃止するように要求するとともに、職業に就く権利、指導的地位に就く権利、公的生活に参加する権利がすべての人に平等に与えられるよう努力する。

II 経済

10 最も緊急の課題

新たに選出される下院の4年間の任期中には、いかなる経済の奇跡も起こらない——起こり得ない。しかし、さまざまな企業の自主性拡大は、消費を減らし、赤字を生むばかりでなく時には有害ですらあるような生産を削減し、それによって好



ましい成果を早期に達成できる形に国内の労働力や資産を再編成することを可能とするだろう。企業に対して随意に介入し、企業閉鎖命令すら出せる権限を政府に認めている現在の法律は、廃止せねばならない。グダンスク造船所閉鎖の決定は、政府から独立した委員会によって調査・検討されねばならない。下院が最も貧しく社会的に弱い立場にある人々の生活状況改善へ向けて緊急の方策を立てることが不可欠であり、またそれは十分可能なことだとわれわれは考える。公共サービス、特に保健医療と教育面でのサービスの機能を改善しなければならない。この目的のために必要な財源は、軍事費および内務省費用、行政費用、国際的負担金の削減と投資——とりわけ燃料・原料産業への投資——削減によって捻出することができる。

われわれは上下両院において、早急な農業政策改革を通じて早期に食料生産の増加を実現する措置を取り、それによって農村の生活状態および都市への食料供給をすみやかに向上させる。

われわれは、円卓会議で採択された諸決定、すなわち農業生産物の買い上げ・加工と農業用資材供給における独占の廃止、一部の工場を農業用品生産用に転換すること、税制の改革、低利のクレジット、公的・私的セクターの別を問わずすべての所有形態に対する平等な扱い、といった事項が実現されるよう活動する。

わが国の文明度の低下、国民資産の崩壊、大多数の国民の貧困化の進行を食い止めることが必要であり、それは可能である。

インフレに対する有効な対策を打たねばならない。このために取られるべき手段は、何よりもまず国家財政と税体系とを議会のコントロール下に置くことである。

11 経済改革

われわれは、市場と、市場機構の中で活動する自立した企業体とを基礎とする新しい経済秩序の創造へ向けた活動を行う。社会化された企業の経営ポストには、競争によって最適と認められた者が就任することを要求する。



われわれは、すべてのセクターの実際上の平等と、行政からの干渉の排除とを求める。あらゆる企業は自己採算で動き、自己の労働の結果に責任を持たねばならない。経営の失敗により生じた損失を社会が負担することはできない。企業を評価する基準はただひとつ、利益をどれだけ上げ、社会にとってどれだけ有益かという点であるべきである。

12 所有関係の変革

われわれは所有関係の変革を求める。私有化や真の社会所有化の法的基盤を作らねばならない。これまでの国家所有財産の大部分は、譲渡・売却、貸与などの形で都市、郡、企業に委ねられ、同時に協同組合あるいは私的資本の参加する会社も設立されるべきである。国は直接経済活動を行うべきではない。国有財産の委譲や私有化は、ノメンクラトゥラ層のみが恩恵を蒙ることのないよう、特別待遇を排した明白で公正な原則にのっとって行われねばならない。

13 経済構造の変革

経済の健全化のためにはその構造改革が必要である。われわれは、わが国経済の中で原料・エネルギー複合体や重工業の占める割合を減らすよう

求める。改革の一般原則と市場メカニズムの法則の適用に際しては、いかなる経済セクターも例外扱いは認められない。われわれは独占禁止法の強化を要求する。

14 経済行政制度の変革

経済改革の成功は、改革を妨げている制度や機構が撤廃されて初めて可能となる。それゆえわれわれは、企業より上に位置する機構の廃止を要求する。中央経済当局の企業活動への干渉を禁じ、創立者機関〔省庁の出先機関のようなもの〕の制度を廃止し、採炭業における大規模複合体や、協同組合におけるあらゆる中央構造・中間構造をなくさなければならない。存在を許されるのは、ただ企業自身によって創設された機構だけであり、それも独占禁止法に反しないことが条件である。

15 勤労者自主管理

われわれは、自主管理権の付与により職場の人々が企業の戦略的決定に影響力を行使できるようになり、彼らとその結果に対して責任を持つようになるべきであると考えている。

16 農業

農業経済は国にとっての最重要課題であるとわれわれは考える。農村の人々の生活と全国民への食料供給とがこの問題にかかってくる。われわれが経済問題に関する綱領の最後の部分にこの問題をもってきたのは、国民経済の改革全体——すなわちすべての製造業、国内の商業、貿易、流通、インフラストラクチャー——が、農業問題および農村問題の改善に向けて動くことを望むからである。われわれは、このことが政府の経済政策の中心に据えられるよう努力し、特に、経済的・社会的に最も重要な役割を占めている家族経営農場の重視を求める。農業は高い資格を持つ若者を必要としているが、農村の文明レベルが都市に比べて非常に遅れをとっている限り、若者の農村から都市への流出は止まることはないだろう。われわれ

は、新しい経済秩序の中で農業が最も重要な位置を——それは農業が当然占めるべき位置である——占めるよう、努力する。

17 社会による監視

経済政策と改革実施プロセスは、社会による有効なコントロールを受けねばならない。われわれはそれについて労働組合（農民組合も含む）と勤労者自主管理・農村自主管理の代表と協議するよう努力する。経済に関する重要な情報はいかなるものでも隠されてはならない。それについて自由な討論が行われ、その中から社会の最大の支持を得たものが民主的に選ばれるという形を作り出したいとわれわれは望んでいる。

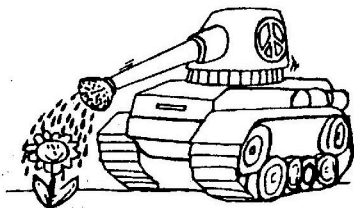
18 労働

われわれは完全雇用政策を支持する。しかし、無駄な労働や見せかけだけの労働には反対である。そうした労働による損失は結局われわれすべてが負うことになるからである。われわれは、一時的に失業状態にある人々への社会サービスの充実、赤字により閉鎖された企業の従業員が新しい職に就くための学習にかかる費用の支給、新しい職場を捜す際の適切な援助などが行われるよう要求してゆく。われわれは職業訓練中の人々に対する差別や搾取に反対する。

III 社会生活環境

19 正当な賃金

誰もが労働に対して正当な賃金支払いを受ける権利を持っている。われわれは週42時間の労働で家族の生計を維持するに十分な収入が得られる状態を目指して闘ってゆく。誰に対してにせよ、それ以上長時間の労働を強制することは容認しがたい。年金もまた、労働をした年月に対して支払われる賃金の一種である。年金の最低額を国の平均月給よりも低く押さえようとするには同意できない。満足に食べても行けないような恩給では、



社会の安寧に関する約定を国が破っていると見なざるを得ない。われわれは、軍事費と内務省費の削減によって生じた財源は、まず第1に年金・恩給をしかるべき水準に引き上げるために充てられるべきであると要求する。

20 労働の安全と事故の責任

われわれは、労働の安全性が根底的に改善されるよう要求する。労働現場での事故に対しては工場が責任を負わねばならない。労働の安全と衛生の面での怠慢に対する刑罰を強化すべきである。労働安全担当部局は工場当局から独立した存在であるべきであり、また職業病に関する規則の適用にも責任を持たねばならない。われわれは障害を持つ人々の働ける場を拡大し、しかるべき労働を保証するよう要求してゆく。

21 住宅

われわれは議会での議席を活用して、住宅政策を根本的に転換させる決意である。現在の状態を生み出した旧来の住宅政策を変えなければならない。われわれは住宅供給における国家独占を打破し、一般の人々の住宅入手を容易にするための幅広い住宅クレジットを導入するとともに住宅建設を市場メカニズムに委ね、個人、協同組合、私営

業者によるイニシアティブを解禁・援助したいと考えている。建築行政に社会的コントロールを加えることが、財の無駄使いを防止し、住宅維持コストを下げる唯一の手段である。このコストは家賃という形で払われねばならないが、その上昇分は補償されねばならない。

22 環境保護

すべてのポーランド国民は健全な環境で生活する権利を持つ。エコロジーの危機を前にしてわれわれは、すみやかにかつ大幅に現状を改善するよう要求する。有毒物質による汚染をストップさせるため、新たな監視システムと刑罰を作らねばならない。有害物質を出す工場は閉鎖あるいは近代化しなければならない。この分野での社会的コントロールとエコロジー運動は、国家によって尊重され援助されねばならない。われわれは現在の原子力エネルギー計画に反対である。われわれは、国内の天然資源を合理的に、効率的に使うことが基本であるとする。

23 保健サービス

われわれは、すべての人々が必要な薬品、医療、看護を十分に受けることができるよう、新しい保健サービスシステムの創出を要求する。社会保険制度によって集められた資金は国民の福利のためにだけ使われるべきであり、国庫の赤字補填に用いられてはならない。われわれは、健康の維持や病人の看護のための環境作りのためにも、労働者に正当な賃金を保証したいと考えている。われわれは医師労働組合の復権、保健医療分野における官僚主義の制限と党ノメンクラトゥラの廃止を要求していく。薬剤、医療機器、衛生用品の輸入をただちに行うことが必要である。また、アルコール中毒と麻薬中毒に対する有効で妥当な対策が不可欠である。

24 学校と高等教育機関

初等・中等学校および高等教育機関は学問と教

育の場であり、イデオロギーの前線ではない。学校におけるイデオロギー強制はいかなるものも許すことはできず、同様の理由でわれわれは学校での無神論プロパガンダや、世界観に基づく教師選別にも反対である。われわれは、親、教師、生徒、学生の自主管理に多様な権限を認めるよう要求してゆく。行政による介入は制限されねばならない。高等教育機関は完全な自治権が回復されねばならない。国立以外の学校——宗教系学校その他——の創設が広い範囲で認められるべきである。少数民族が自分たちの学校を創立することも可能にすべきである。各学校は教育上の実験を行う権利を持ち、青少年は自らの要求や好みに従って団体を作る権利を有する。われわれは学校や高等教育機関の財政状況の改善、新しい校舎や教育用施設を建てる資金、教師の給料の引き上げを要求する。

25 青少年

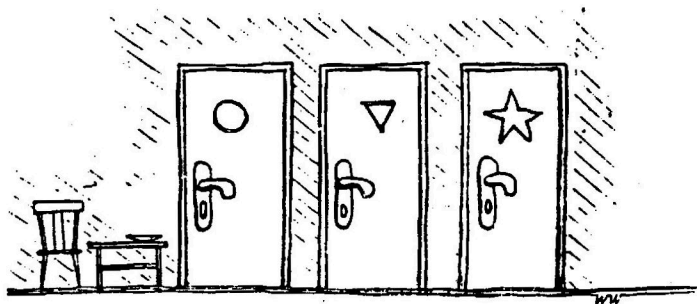
ポーランドの危機の中で最も懸念される現象は、若い世代に「人生には展望もチャンスも見出せない」との感情が広がっていることであると考えられる。われわれのプログラムを十全に実現することは、この現象に対する対抗策となる。とりわけ教育、住宅、労働、賃金、兵役に関する改革案の実現が有効であると考えられる。

26 日常生活の苦勞

日々の苦勞は特に女性に重い負担となっており、家庭生活にも重大な影響を与えている。われわれはこの状況を改善するために不断の努力を行う。そのためにはなによりも商品供給の改善、販売業の効率的組織化、サービス業の発展、公的・私的を含めた援助制度網の再建などが必要である。経済的社会的な変革を通じて、子供たちと両親が十分な夏期休暇をあまねく取得できるようにしなければならない。われわれは、改革が多様なイニシアチブを発展させ、そうして発達した自主管理の諸団体や諸組織が具体的な活動の道を示すようになることを期待している。日々の生活をより安楽にすることはわれわれの基本的目標の1つであり、一貫してその実現を目指してゆく。

上述の諸項目は、単なる公約の綱領として読んではならない。これは活動の方向である。それらは社会とともに、そして社会の代表たる議員たちとともに実現してゆかねばならないものなのだ。この綱領は閉ざされた、変更不可能なものではない。新しい下院と上院の任期を通じて、われわれは皆でこれをより良い、より満足のゆくものにしてゆく。

[訳：高橋 初子]



選挙闘争を担うのは誰か？

「連帯」市民委員会での論争 1989年4月9日

Elections under Solidarity's Aegis? Debate at the Solidarity Citizen's Committee, 9 April 1989
Uncensored Poland News Bulletin, No.8/89, 16 May 1989

【編集部注】「連帯」全国調整委員会は、反対派の選挙への参加は「連帯」の後援下におこなわれるべきであると提案した。この問題をめぐって4月9日に「連帯」委員長付属市民委員会で7時間にわたる論争が展開されることになった。一部の発言者は、ワレサが彼自身の個人的権威やその個人的主張をもって介入することに強く反対した。この論争の要旨を「ティゴドニク・マゾフシェ」第290号から紹介する。〔訳：湯川 順夫〕

4月9日の会議はジトニア通りの教会の地下室で盛大な儀式とともに始まった。最初に発言したのは、レフ・ワレサが招いたフランスとオーストリアのキリスト教系労働組合の代表だった。もう1人の来賓はポーランド系米国人協会(KPA)の理事であるB・ヴェジビヤンスキで、米国人協会は選挙戦期間中「連帯」を支援するつもりだが、「在米ポーランド人は教会建設の寄付以外には気前よいとは言えない」と警告した。

次にワレサが「われわれは、この分野での民主主義を利用して、下院と上院の選挙に勝利しなければならない。諸君に期待している」と発言した。

B・ゲメレクは「連帯」、つまり市民社会の力は、望もうと望むまいと選挙結果によって判断される以上、「連帯」全国調整委員会とワレサの提案を拒否してはならないと主張した上で、さらに次のように語った。「選挙は自由で民主的ではないが、戒厳令以降はじめて市民が発言できるのだ。情勢は非常に困難で、われわれには組織、時間、利用できるマスメディアがない。社会はいぜんとしてその権力を奪われており、専制的統治のためあらゆる手段が幅をきかせている。反対派内部には相違が存在するが、こうした情勢の中ではわ

れわれはイデオロギーの統一を堅持し、われわれのもてる力の一切を利用しなければならない。なかでも最も重要な点は『連帯』という言葉とそれが表す一切の意味である。この決定的な時期にあたって、われわれはその地域的利益や特殊利益を放棄するよう人々を説得しなければならない。確かに、もっとよい選挙運動の組織方法があるだろうが、われわれには時間がないのだ。『連帯』市民委員会は、われわれがこの選挙で敗れたりすることのないように、また国民の自主的な意志が優勢になるようにしなければならない。ゲメレクは最後に司祭たちに向けたある教会指導者の次のような言葉を引用して発言を終えた。「もし選挙に敗れるようなことがあれば、私は自分もあなた方も許さないでしょう」。

「連帯」外反対派にも参加の道を

続いて何人かが発言し、討論が選挙戦の技術的問題に集中するよう思えた。しかし、A・ハルが原則の問題にたち戻って発言した。彼は、選挙戦の展開ならびに「連帯」とその外部の反対派の役割についてまったく異なる考え方を提起した。ハルは次のように述べた。今日、3つのモデルが考えられる。第1は「連帯」の旗の下での選挙である。「連帯」こそがこの突破口を切り開いたのであり、他の反対派の中から選抜した候補者をも加えた自身の候補者名簿を提起する権利がある。しかし、このモデルは、1981年以降に生じたポーランドの政治地図の変化を考慮に入れていない。「連帯」はいぜんとして中心的地位を占めているが、今日ではより多くの組織が活動するようになっている。第2のモデルは、市民委員会が唯一公式に選挙を指導するが、候補者は実際には「連帯」



「連帯」顧問で、下院に立候補し当選したB・グメレク

の全国組織と地方組織によって選ばれるというものである。そして、最後にハル自身が唱えている第3のモデルは、市民委員会が下院と上院に立候補を予定しているさまざまな反対派グループからなる民主連合の結成を呼びかけるというものである。第1回選挙はさまざまなグループ間の候補者の指名選挙としての役割を果たし、この第1回選挙の後ではじめて立候補資格をもつ候補者の中からグループ間の合意によって第2回選挙に向けた統一候補者名簿を作成する。この選挙はテストケースにならなければならないし、反対派と「連帯」は自分たちの唱える民主主義と複数制の価値観を実践していることを示す必要がある、とハルは主張した。

ハルの考えをA・シチシェンボシュが詳しく説明した。シチシェンボシュは、市民委員会が反対派のさまざまな潮流を包含した政治委員会を結成すべきであると提案した。「私はポーランド社会党（PPS）もポーランド独立連盟（KPN）も支持しないが、マラノフスキとモチルスキの両氏がこの委員会に含まれるべきだと思う。われわれはいかなる内部争いをも許してはならない。政

府連合に対して議員を公正なやり方で振り分けた反対派の連合を対峙させなければならない。またそうすれば、選挙運動を展開するのに十分組織されていず資金が不足しているようなグループにもチャンスが与えられることになるだろう」。

J・ロキータは次のように述べた。「選挙に勝つことは、できるだけ多くの組織とグループを国会に送り込んで統治の仕方と国家に対する責任の取り方を学ばせることを意味する。「連帯」党は問題外である。私はハルとシチシェンボシュを支持する。選挙の勝利とは、反対派がその内部の実態をそのまま保持することを意味する。もし組合活動家が国会に入ってもっぱらそこでだけ活動するようなことになれば、組合内での彼らの役割は見かけだけのものになってしまう」。

円卓会議合意を基本に

T・マゾヴィエツキは、政治委員会という考えを支持したが、次のような主張を付け加えた。「政治委員会には円卓会議合意文書を承認する組織の代表のみを入れるべきである……市民委員会の機能について考え、決定権を有する組織機構を發展させることが重要である。そうでないと、組織操作が民主主義に取って代わることになるだろう。後になって恥じるような勝ち方で議席を得るよりも若干の議席を失った方がまだその害は少ないだろう。この選挙運動を通じてわれわれが分裂し、崩壊するかも知れないのだ」。

「連帯」と対等のパートナーとして他の反対派組織の代表をも政治委員会に加えるべきであるとする考えには、A・マラノフスキ、J・プチャータ、J・バルティゼレ、J・ディエトル、J・レグルスキらが支持を表明した。

「連帯」全国調整委員会の考えに対する最も手厳しい批判を展開したのは、H・ホルトノフスカとJ・オルシェフスキであった。ホルトノフスカは次のように発言した。「われわれは、われわれ自身がワレサ委員長の招待客から選挙運動展開のための市民委員会に転換するつもりがあるのか否かを自問すべきである。そのような転換が不可能な人々やそのつもりがない人々がこの場から退場



再刊された『週刊連帯』を読む市民

しなければならぬとしたら、それはとんでもないことだ。たとえ同じ構成になっても、必ず別の名前で公開の形をとって新機関を結成すべきだ。

J・オルシェフスキは、芸術家、作家、医師、弁護士で構成される市民委員会が諷問的性格をもち、決定権は持たないようにすべきだという点を強調した。「それは選挙運動の組織化の任務を引き受けるべきではない。市民委員会を戦線（フロント）として利用するのは望ましくない。有権者は委員会が操作されたものだとして認識するだろう。有権者にとって、党外の候補者名簿が『連帯』と教会の支持を受けていることが疑いのないものとして感じられるようにしなければならない。唯一の解決策はワレサが選挙委員会を任命することである」。

ワレサがすぐに反論した。「この操作は、将来何人もわれわれを操縦するようなことがないようにするためのものなのだ。その目的は社会を覚醒させることにある。労働者が目覚めるまでわれわれは待つべきだろうか。君は私が指名するよう要請したが、私は民主的にやりたいのだ。私に命令

を下せなどと言わないでくれ。君には同意してもらわなければならない。それ以外のやり方は事態を台無しにしてしまうのだから。私は負けたくない。勝ちたいのだ」。

ワレサはさらに発言を続けた。「私は立候補したくない。われわれには経済問題を解決するための十分な時間がないかも知れない。そうになると、われわれの上院議員諸君がその責任を問われることになる。君たちは敗北するが、私は潔白だ。諸君たちと国を救済するために誰かが予備として残っていなければならないのだ」。

「連帯」全国調整委員会とワレサの考えを拒否する人々に反論した発言者はそれほど多くはなかったが、「連帯」の旗の下でのみ選挙に勝利できると主張した人は多かった。

A・ヴェロヴェイスキは、「他にそうした機関がない」のだから選挙委員会がワレサと「連帯」の力になるべきだと主張した。定員が4、5議席の地域ではわれわれは複数制のやり方を使用することができ、定員が1、2議席だけの地域では「連帯」が候補者になるべきである。J・シマンデルスキも同じ主旨の主張をおこなった。

J・クローンはきっぱりと、間違った連合はすべきでないと言った。「われわれは、体制の即時廃絶を望む人々とはなく、国家主権と民主主義のために闘い、漸進的変革を承認する人々とのみ共同の選挙運動を展開できる。市民委員会とレフ・ワレサは地域の候補者名簿を公認する権限をもつべきであるが、その権限は控え目に行使されるべきである」。

それでは、「連帯」外のどの反対派組織を全国候補者名簿に入れるべきかはどのようにして決定されるべきなのか。(ワレサと「連帯」全国調整委員会の名でJ・オニシケヴィチが提案した)「連帯」および「連帯」全国調整委員会市民委員会のイニシアチブで設置される地域委員会によってか、それとも(ハルが要求した)「連帯」と他の反対派グループが対等のパートナーとして設置する地域と全国の選挙委員会によってか。

「怠惰から投票しなければ……」

……昼食休憩後、市民委員会は「連帯」全国調整委員会の提案を支持した。この提案に賛成したのは66票、ハル案支持が19票、保留が13票だった。

市民委員会の役割は論議になったこの問題だけではなかった。A・シチシェンボシュは、円卓会議の合意を守らなければならないことを政府に理解させる必要があり、6月4日の選挙はこの交渉を有利にするための材料であると述べた。

多くの発言者が選挙運動の効果的な展開の仕方に関する具体的な問題を討論した。

A・ワイダは、『選挙新聞』チームおよびラジオとテレビ番組で働くチームは、自身の事務所をもつ1つの団体を結成すべきであるが、放送のためには政府のスタジオを使うべきだと提案した。彼は、ラジオやテレビでの選挙キャンペーンには15分当たり500万ズオティという多額の費用がかかる点を強調した。彼の見積りによれば、最初の2週間だけで6万8,000ドル、すなわち、6,600万ズオティがかかることになる(ワレサは明らかに心配そうな様子だった)。

R・ドーダは次のように語った。しかし、新聞とテレビでの選挙運動がすべてではない。候補者

は人々に会い、動き回り、話し、説明しなければならない。地域には受動性と無関心があるので、このことがよりいっそう必要とされる。

D・ベールは「われわれは、年金生活者や学生の候補者だけでなく、職場から候補者を立てる正式の許可を得なければならない」と述べた。

J・シマンデルスキは次のように提案した。選挙を組織する地域グループをその後も解散せず、それを地方選挙の準備のために活動させるべきである。このグループを小さな町や村でも結成し、それらを地方選挙のための組織委員会にすべきである……。

W・ヴェロシルスキは、選挙戦を成功させる秘策を提案した。「われわれは有名な活動家、ストライキや政治裁判のヒーロー、芸術家、歌手、有名なスポーツ選手、すてきな女性、(ワレサに向かって)そしてあなたのような候補者を立てなければならない(ワレサは首を振った)」。

最も大衆的な選挙スローガンがA・ラビツキによって提案された。(このスローガンはスワヴォイニシクロントコフスキの時代からあったが、今日まさに時宜にかなったものとなっている)。「怠惰から投票しなければ、共産主義者に大きな満足を与えることになる」。



ヨーロッパに妖怪が徘徊している

アダム・ミフニク

Widmo Krąży po Europie, Adam Michnik
Gazeta wyborcza nr.2, 9 maja 1989

妖怪がヨーロッパを、そしてヨーロッパ以外の大陸をも徘徊している——全体主義体制の終焉という妖怪、兵営共産主義の終末という妖怪が。

そう、これでおそらくおしまいだ。もはやあの体制を、光輝く未来を約束しておきながら、テロと貧困、嘘と腐敗、民族性の喪失と人間らしい良心の蹂躪をもたらしたあの体制を、よみがえらすものは何にもないだろう。

われわれは疑い深げに、不安げに周囲を見回す。そんなことが可能だろうか？ われわれは現実を見るかわりに自身の願望を信じ込んでいるのではないか？ これは例によって支配者一味の計略なのではないか？ これまでもたびたびそうであったように、またもわれわれは騙されるのではないか？

だから、よく考えてみよう。政治では現実がものを言う。この春の最も重要な事実、「円卓会議」と「連帯」再合法化だ。この2つの出来事にはどんな意味が隠されている？

「円卓会議」は、警察支配的—人芝居の政治から政治的対話への転換に基づく、合意の行為であった。それはまた、「連帯」の人々に地下から、あるいは獄中から、被告席からしか発言できないようにさせた、戒厳令の思想と実践全体の事実上の問い直しでもあった。この方向転換は支配層内でも相当な抵抗を受けたが、長年にわたって「連帯」を非難してきた後だけに、たやすいことではなかった。かつてわれわれには、当局への降伏、国外移住、刑務所での再社会主義化などがもちかけられ、彼らはワレサや「連帯」の連中との政治

的対話など決して行わないと断言してみた。

実際は違ったふうになった。この決定を下させたものは何だったか—第1に、戒厳令政策による経済的破綻がある。もしも〔1981年〕12月の夜の軍事作戦〔戒厳令〕の結果が紙幣で一杯の札入れと品揃え十分の商店という形になっていたら、当局の人々にとって「円卓会議」など不要であつたらう。しかし、経済をよい方向へ向けるためには、政治的变化が不可欠になった。希望を奪われた人民は、支配者たちに背を向けた。

第2には、国際情勢があげられる。ポーランドと同種の危機に直面したソ連党—国家指導部は、グラスノスチ—より大きな政治的開放——の道へ乗り出し、その結果、スターリン主義の暴露キャンペーンが一種の圧力となった。本質的变化が訪れた。

これまでは、ポーランドで危機が表面化するたびに同じことが言われた——「すべての元凶はポーランドの民族性、ポーランドの怠惰と騒乱好き、ポーランドのアナーキー的傾向にある」。ソ連での政治的転換とソ連をむしばむ危機の病弊は、こうした旧来の決めつけを無意味なものとした。ポーランドの危機は、全体主義的共産主義体制全体の危機の一部であることがあきらになった。

自由をもとめる人民の声はさまざまな形をとっている。ロシアでは知識人の反抗、バルト海沿岸の共和国では人民戦線〔独自の民族運動団体〕の結成。ハンガリーでは複数政党制の再建が行われつつある。ポーランドにおける最も重要な出来事は「連帯」の再合法化だ。この方法によってのみ、

支配機構と地下に追いやられた反対派社会運動との対立を打破することができた。だから、数日前にヴォイチェフ・ヤルゼルスキ将軍が、戒厳令以降政治的理由で訴追された人々を「許す」という表現の発言をしたが、あの言い方は誤っており不適当だと思う。むしろ、それらの人々に許しをこうすべきであった。

そこで考えてみよう。反全体主義抵抗運動の指導者たちに有罪判決を下すのは、国家の民主的再建過程に直面したスターリン主義的ノメンクラトゥラの自己防衛の一形態である。他方、国の民主的再建運動を進めるのは、恐怖というさるぐつわを吐き捨て、あらゆる権力を手中に収めた支配機構に立ち向かい、自らの良心の真実によって力なき人々に力をわきあがらせる（これはヴァーツラフ・ハヴェルの言ったことだ）人々をおいて他にはない。

時としてわれわれはこう尋ねられる。「あなたがたは体制の改善を求めているのか、体制の打倒をも求めているのか?」。かつては検事にも聞かれたし、昨今は各地の集会でこの問いが投げかけられる。それに対する答えはこうだ——全体主義

体制はわれわれの敵だ。われわれはその体制を改良したり改善したりしたいとは思わない。われわれはそれを、議会制民主主義体制と交代させることを望んでいる。しかしそのために革命と暴力の道を選ぶことはない。ある独裁体制に代えて別の独裁体制を持た込むのはいかにたやすいことか。われわれにとって、他の国での変化、とりわけソ連の変化が力強い援軍になると信じている。これら各国での変化は、全体主義体制から民主主義と独立に支えられた秩序へ向かおうとするポーランドの道について考える際、新たな展望を開いてくれる。

妖怪がヨーロッパを徘徊している……。それゆえに下院と上院の選挙は貴重な意味を持つ。この選挙は、ポーランド人が民主主義的变化を望んでおり、ポーランド人は自らの投票によってその変化を支持する力を持っているということ、満天下に示すものでなくてはならない。レフ・ワレサの側の候補者に投票することは、ポーランドが民主主義と独立の道へ踏み出すことに賛成票を投じることになるのだ。

【訳：高橋 初子】



アダム・ミクニク。カトヴィツェ県から下院に立候補、当選した。

革命に代えて

円卓会議合意は何をもたらしたか

ヤツェク・クローン

Instead of Revolution, Jacek Kuroń
Uncensored Poland News Bulletin, No.7/89, 1 May 1989

【編集部注】この論文は円卓会議合意が成立する前に書かれ、有力地下紙「週刊マゾフシエ」第285号、1989年3月8日、に掲載されたものであるが、この円卓会議合意に基づいた戦後ポーランド初めての「民主的」選挙で「連帯」勢力が圧勝を収めた今日でもその論点の有効性は失われていないといつてよいであろう。 (訳：水谷 駿)

われわれは閣僚会議の建物の中で交渉を進めている。ここは支配者の宮殿である。反対派が政府の宮殿に入るのには、武装した市民の指導者としてか——この場合は権力奪取を目的として——、あるいは支配者の招待に応じてか——この場合は彼らは自らの地位の強化を狙っている——のどちらかである。反対派はこのような招待を受け入れることができるだろうか？ 然り、である。ただし、自らのプログラムを実行に移すチャンスが与えられるならば。

支配者の一部は現在の統治の体制が死に瀕していることを理解している。それは、祖国の破滅をもたらすことによって、いずれ支配者自身を滅亡させかねない。おそらく彼らは、より効率的で安定した——もちろん自分たちが管理する——体制を何とかして得たいと期待しているのだ。しかしこれを実現するためには、彼らは民主主義的変革の道に踏み出さなければならない。ここで双方が利害を共通することになる。

多くの人がこう言う。——政府当局を支持するよりも、もう少し我慢してストライキとデモの波を、いわば武装した人民の攻勢を待つべきではないか、と。その場合われわれに勝つ可能性があるかどうかを議論するつもりはない。たとえ勝つとしても、問題は世界がすでに何十という革命を経験していることにある。もう語り尽くされている——人々はあらゆる希望を革命に賭けるが、何1つ達成されない。いつも危機と憎悪が続き、最初の革命家群が次の革命家群に追われ、この過程が

革命家群の誰かが人民に暴力を振るう瞬間まで続く。これ以外の革命はなかった。まさにこのために私は共産主義者であることをやめ、ごく若い時期に革命を支持することをやめたのだ。祖国の荒廃が著しい今日、事態はさらに悪化しており、革命は祖国を再建するどころか、その破滅を一層進めることになる。実に、現在われわれが直面する諸問題はあまりにも深刻なのである。

他に道はない、ということになるかもしれない——これは認めよう。しかし、社会全体が自ら自身を組織して現在の秩序を徐々に変えていくプロセスを最後まで追求することがわれわれの義務である。政治に積極的に関わる人間の義務は、革命に代えて漸進的過程を実現するためになしうすすべてをなすことである。

私は共産主義者を信用するか？

共産主義者との交渉は無益だという一般的見解とはまさに逆に、私はそれを可能だし、不可避でもあると主張したい。他に方法はないのだ。

ではこれは、私が当局を信用し、われわれはノメンクラトゥラを、つまり権力機関を、統一労働者党を信頼すべきだと主張することを意味するだろうか？ 社会生活と政治とをこった混ぜにしてはならない、というのが私の原則である。私は友人は信頼する。しかし政治の世界では、保証となるのは現に存在する力関係であることを忘れてはならない。

変化が静かに、漸進的に実現されるように、当局側はわれわれがこの間の改革に参加することを必要としている。彼らはこのようにして、変化の過程をコントロールし、人民が宮殿内部に乱入する事態を回避したいと望んでいる……。

円卓会議交渉を決定した政権内部の改革派は、多くの問題に関して今なお硬直した姿勢を変えていないとはいえ、独立社会の原則には合意した。これは、彼らの従来の発想からすれば考えられない飛躍である。彼らは、与える以上のものを与えてしまったと言えるかもしれない。なにしろ彼らは、権力機構内部の保守主義を恐れており、しかも——変化の口火を切ることによって——権力基盤に対立を持ち込んでしまったのだから。この不安はよく理解できる。

円卓会議交渉でのわれわれの基本的な要求は自らを組織する権利である。そしてここでわれわれはきわめて多くを達成した。マスメディア利用の自由が必要である。つまりわれわれは自らを組織できるだけでなく、政府当局から独立して自由に意思疎通ができなければならない。また地域的な自治が必要である。人々が自分の地域の問題を自ら処理できるように。最後に法律の改革がなされるべきである。新しい秩序が法律によって裏付けられ、独立した司法制度によって守られることが必要である。

下院、上院、大統領

支配者たちは言う——組織された社会の勢力が彼らの権力を廃止せず、体制を解体しない保証が必要である。と。この保証を彼らは、われわれの側の了解や自制にはなく、議会制度の内に求めた。われわれが国会選挙——従来と比べるとはるかに民主的であるが、しかしなお非民主的である——に参加することを要求してきたのである。これは、当然、反対派を縛ることを意味する。議会への参加は政府に対する責任を伴うからである。結局この提案には、広範な権限を与えた大統領制と、完全な自由選挙で選ばれる上院制度の導入が追加された。

民主化の過程を本当に軌道に乗せるためには、



ヤツェク・クローン

Jerzy Kozak

この制限はただ1回かぎりのものとしてのみ受け入れられる。われわれは、次の選挙は完全に自由でなければならないことをはっきりと宣言しなければならない。私は、そうなる保証はどこにあるかとしばしば問われた。これはおもしろい質問である。唯一の保証は、奇襲上陸の敢行について米軍あるいはソ連と合意することかもしれない。唯一の保証は、組織された社会である。社会が現実を変えることができる限りにおいて、自由選挙の実現もまた可能となる。

下院、上院、大統領の3つは1つのパッケージである。下院では、連立与党は過半数を保証されている。しかしこれは統一労働者党の過半数を意味するものではない。他の連立政党が生き返るからである。統一農民党と民主党が要求と条件を出す。はやくも政府当局は、国会が将来どうなるかをある程度感じはじめている。彼らは言う——連立与党のメンバーのみならず、統一労働者党の党員の行動さえも統制できなくなるだろう、と。これはまったく正しい。このように彼らは、ますます不安を深めつつあって、何らかの防護策を求めている。ここから大統領制が出てきた。実を言え

ば、この大統領は、党中央委員会第一書記、K O K議長、国家評議会議長を兼ねるヤルゼルスキ將軍ほど強力とはならないだろう。しかしこれはわれわれの知ったことではない。というのも、これまではヤルゼルスキ將軍はただ事実の問題としてその地位に就いているだけであるが、これからはわれわれも彼の存在を認めなければならないからである。何らかの見返りが必要だろうとして、当局側が持ち出してきたのが自由選挙の上院である。こここのところで、共産主義システムの1つのドグマが崩壊しようとしている。ポーランドで自由選挙が実施される。その結果が示される。われわれはこう言うことができる——諸君の権力が存在することは確かだが、それは正統性を持っていない、と。そこで政府当局はもう1つの保証を得ようとしている。地方に代わって県を選挙区の単位とすることを提案しているのだ。各県から2名の上院議員が選出される。われわれが大きな県では勝つとしても、小さな県では取りこぼすだろうと、彼らは期待しているのである。

実際彼らは非常に危険を冒している。もしわれわれが上院選挙で地滑り的大勝を収めれば——た

とえそこには実質的権限はないとしても——われわれはポーランドで初めて、自ら自身の声で語る真の社会的代表を持つことになるからである。

ここで想起しておくべきは、円卓会議に臨もうとしていたわれわれが、民主主義の制限を受け入れてでも「連帯」の復権ないしその他の何がしかを手に入れようと考えていたことである。すでにわれわれは望んでいたおりの「連帯」を手に入れた。さらに「農民連帯」と独立学生組合、その他多くを手に入れた。それでもなおわれわれはまだ交渉を続けている。この過程で食欲がすっかり拡大してしまったのだ。

「連帯」は基本的な考えを変えた。われわれは円卓会議交渉の目的が、何かを奪取することではなく、いま指摘した条件を満たすあるプロセスの全体を始動させることにありと理解している。

食肉の配給券

合意が成立せず、あるいは経済的な理由から社会がそれを全面的に拒否するとすれば、事態はどうなるだろうか？ 投票用紙ではなく、配給券が



JAROSLAW M. GOLISZEWSKI

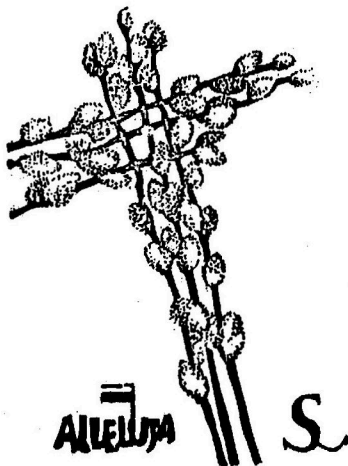
円卓会議政治改革委員会の文書の調印を終えて、座っている人物のうち左が J・レイコフスキ（政府側議長）、右がB・ゲメレク（連帯側議長）。

すべてを決定する。さまざまな工場の会合で、上院や下院や選挙について語る私に対して、賃金の物価スライド制や物価上昇について質問が飛んだのは、けっして偶然のことではない。

インフレとの闘いが必要である。しかし、われわれはまず何よりも市場経済制度の導入を求めて闘わなければならない。そのためにある程度のインフレは認める。それゆえに、賃金の物価スライド制の導入と徐々に進む経済の安定化プロセスの保証が「連帯」の主たる要求となる。その実現のための唯一の方法はそれを急速に実施することであると経済学者は言うかもしれないが、それは社会的爆発を必然化させる道である。ストライキの波が全国を覆うだろう。そのようなストライキは支持しない、という保証を「連帯」が与えることは不可能である。労働組合はつねに労働者の側に立たなければならないからである。では、インフレに対して賃金が確実に防衛されればストライキは起こらないのか？ そうではない。しかしその場合、ストライキの数はずっと少なくなり、解決も容易になるだろう。同じことは失業の不安についても言える。職場の倒産や、さらに一般的に産業の再編成に際して、労働者を保護する制度を導入することである。

市場経済への移行の過程でノメンクラトゥラがまた権益を得ることが絶対にならないよう配慮しなければならない。その傾向はすでに認められる。昨日の工場管理者の多くが、今日は会社の経営者になっている。彼らにはやらせておこう。必要なのは、株主が労働者である会社や、また労働者評議会が重要問題を決定する労働者自主管理の会社など、他にもさまざまな会社が設立されることである。一般的に言って、問題の核心はノメンクラトゥラを新しい資本家階級にすることはならない、ということである。所有構造の変化は、可能なかぎり社会的に公正でなければならない。自主管理をわれわれが非常に重視するのもこのためである。

改革をめざす闘いの中でわれわれは、市場経済の問題よりも社会的利益の問題をめぐって当局と対立している。とりわけノメンクラトゥラの中に強力な市場経済反対派が存在することを無視するわけではない。しかし、市場経済をめぐるノメン



クラトゥラとの闘いの中では、権力エリートたちはわれわれの同盟軍である。われわれと権力エリートたちとの間の根本的な違いは実際の政策にある。政府側は、上からの介入の可能性をできる限り多く残したままの改革を望んでいる。困難な状況がこれを要求する、というわけである。改革の基本原則に反する——たとえ経済的観点からは正しいとしても——特別権限法が最近制定されたのもこのためである。企業経営に大臣が介入できる——最近、F S O自動車工場に対してヴィルチェック大臣が実際にやったように——とすれば、その企業は自主管理ではなくなる。市場メカニズムかヴィルチェック大臣の知恵かの選択を迫られれば、われわれはためらわずに市場を選ぶ。だが、彼はこのことを認めようとはしない。

市場経済が生産を軌道に乗せることは間違いない。問題は、わが国経済の現状の下では、それが利潤を生み出すことである。そこで強力な労働組合の存在が改革の重要な要素となる。労働者の利益を守る労働組合の圧力が、生産の拡大を伴わない利潤を制限する。

もちろん、労働組合が赤字企業の閉鎖に反対す

ることによって経済の再編成が妨げられる場合もありうる。だが、労働組合は巨大な重工業の工場において最も強力であり、私は、たとえばレーニン造船所で働く人間が自分自身の職場以外のことは考えられない、などという幼稚な階級的視点など信じない。経験、特に「連帯」の経験は、そうでないことを示している。彼は同時に、消費者であり、市民であり、ポーランド人なのである。だからわれわれは、変化に対する抵抗は克服できるだろう。

民主主義への平和的移行

問題は、全体主義から民主主義への変化の過程の全体をわれわれが平和的に進むことができるかである。こういう話を聞く。4年後には「連帯」が選挙で勝ち、共産主義者は負ける、と。この指摘は、現在の状況が4年間続くことを前提としている。だが、われわれの希望は、民主主義的な体制の安定化に有利なまったく新しい政治状況がその間に登場することである。つまり、4年後には、「連帯」と統一労働者党が対決する構造はなくなるだろう。統一労働者党と反対派の両方が分裂するだろう。

加えて、われわれは自由選挙を革命と同じに考えてはならない。革命では、敗北した政治勢力の復活は、革命そのものが崩壊しないかぎり、絶対にはありえない。しかし選挙で敗北した党は、4年後ないし8年後の選挙でまた勝利することが可能である。

ポーランドで起こっている事態——それはゴルバチョフの承認を得ているはずである——はソ連ブロックの全体にとって決定的な意味を有する実験である。ゴルバチョフはリトアニア、ラトヴィア、エストニア、アルメニア、そしてロシアそのもので同じ問題に直面している。全体主義に反対する者との合意は可能なのだろうか？

問題は、モスクワで何が起きるかである。それは誰も知らない。ソ連の改革プログラムが失敗に終わっても、その間にポーランドに効果的に機能できる政治システムが形成されるならば、さまざまな揺り戻しはあるにしても、われわれは何がし

かものを維持し、防衛することができる。出発点への逆戻りは不可能であるからである。……

もう1つのありうべきシナリオはソ連の崩壊である。この場合われわれは独立と民主主義を実現できる——しかし無から。支配する者と支配される者との間に深い亀裂が走っている体制の下では、革命あるいは大規模な変化は、何の準備もない人々を政治的、経済的な権力の座につける。もし円卓会議を通じてこの深淵にいくつかの橋を架けることに成功すれば、われわれにとって体制の崩壊はそれほど危険ではなくなる。賢明な経営者や管理者、役人、判事などを得ることができるからである。この点で大きな成功を収めることができれば、つまりあれこれの判事や企業長、大臣を信頼することができれば、それだけ新しい体制への移行は容易になる。

つい昨日までわれわれは、2つの敵対する軍勢の塹壕内にたてこもって、お互いに撃ちあい、前方にあるものすべてを破壊しあっていた。今日、まったく新しい社会的、政治的、心理的状況が作り出されようとしている。



ポーランド日誌

1989年4月26日～5月27日

4月26日 教会の合法化、第2次大戦後没収された教会財産の返還等を内容とする教会・国家関係法が国会に提出される。●「連帯」がグダンスクに事務所開設。

4月27日 テクエヤル国連事務総長がポーランド訪問を終える。●ジャルノヴィエツ原発建設反対集会在近郊の町で行われる。●テレビ・ラジオ委員会のイエジ・ウルバン（前政府スポークスマン）、マスコミを通じて政策を広める広報担当大臣に任命される。

4月28日 ワルシャワ・ラジオ、「連帯」市民委員会製作の30分番組を放送。●ウィルチェック工業相、クレンピッチ原発建設の準備作業の即時中断を発表。●訪ソ中のヤルゼルスキ第一書記はゴルバチョフ書記長と会見、カティン事件をはじめとする「歴史の空白」の解明の促進等について話し合う。

4月29日、公認新聞に「連帯」市民委員会の選挙綱領が掲載される（本紙4頁以下を参照）。●「連帯」全国執行委員会が会合、グダンスクを本拠とする「固定部隊」と「移動部隊」の2本立て形式の組織改編を発

表、またB・ボルセヴィチ、L・カチンスキ、H・ウエツが新たにメンバーに加わる。

4月30日 全国各地で「連帯」の選挙活動のための募金と立候補に必要な署名集めが行われる。●ワレサ、グダンスクの選挙集会で人々に投票を呼びかける。

5月1日 政府のメーデー式典とは別に「連帯」が独自のメーデー集会。ウロツフでは「闘う連帯」を中心としたデモ隊が警官隊と衝突。●1964～68年に国家評議会議長を務めたエドヴァルト・オハブが死去。82歳。

5月2日 工業者の賃金政策に抗議する27カ所の鉱山がストを警告、うち3カ所はストに突入の報。

5月3日 1791年の「5月3日憲法」記念日。各地でデモが行われ、一部で警察と衝突との報も。●戒厳令期間中の組合活動を理由に解雇された労働者の復讐に関する法律案が国会に提出される。

5月4日 統一労働者党全国代表者会議でヤルゼルスキは、政府が「1980年8月協定以降のストや抗議行動により有罪とされた人々の罪を許し、忘れる」内容の法案を提出すると語る。●7月にブッシュ米大統領がポーランド訪問と発表される。●工業相、「連帯」、官製労組OPZZによる協議開始を受け、鉱山のストが中止される。

ポーランドにおける妊娠中絶と離婚の問題

ポーランド国内で現在問題になっている点のひとつに妊娠中絶問題がある。ポーランドの現行法では中絶はほぼ自由で、その数は1年間に40万～100万件の間と推定され、出産数調節の最も一般的な方法になっている。これは避妊具の質が悪いことと供給が不足していることにも起因する。カトリックの教義では中絶は罪であり、事実教会当局が後ろ盾となって現行中絶法の廃止要求と中絶を禁ずる新しい法案とか国会に提出されており（日誌5月10日の項参照）、5月5日に行われたグレンブ首座大司教とワレサ委員長との会談でも、首座大司教は中絶の数が多きことに憂慮を表明したという。

しかし、長引く経済危機で生活が苦しく、住宅取得もままならぬポーランドでは、子供が多くてはやっていけないというのまた事実で、ワレサ委員長のように8人の子だくさんの家庭は少なく、特に

都市部では子供はせいぜい2～3人というところが多い。避妊法の普及や良質の避妊具の供給なしに中絶を禁じようという法案には市民の抵抗も強く、5月6日にはワルシャワで新法案に反対する市民数千人がデモを行っている。

中絶とならんで教会法で禁じられている離婚についていえば、社会主義ポーランドでは当然ながら自由である。結婚時は役所での手続き（「結婚宮殿」と呼ばれる所で行われる）のほか教会でも式をあげたがるポーランド人も、別れるとなれば社会主義の恩恵(?)にあずかる。さすがに離婚禁止法を提出しようとする動きはないようで、離婚の数もかなりにはほるといふ。ちなみにアンジェイ・ワイダ監督の現婦人クリスティナ・ザファトヴィチも、たしかワイダにとって3人目の奥さんのはずである。

[高橋 初子]

5月5日 党全国代表者会議が選挙綱領を採択して閉会。ヤルゼルスキは「党は改革を進める決意を強くした、党は正当な批判には耳を傾ける」と演説。選挙綱領の内容は「社会の諸勢力と協力して国を再建し」「民主的な社会主義体制を作る」、「すべての国民は平等な権利を持つ」「党は立法、行政、司法の三権分立を支持する」「国民が公に意見を表明する自由を尊重する」など。●4カ所の綱領で賃上げ要求ストが続く。

5月7日 ワレサ、プウォツクでの選挙集会で投票呼びかけ。

5月8日 「連帯」の編集するポーランド初の独立日刊紙「ガゼタ・ヴィホルチャ(選挙新聞)」が発刊(本誌6月号表紙を参照)。創刊号はタブロイド版8ページで15万部発行、「連帯」市民委員会の上院・下院立候補者リストが掲載されている。編集には元地下新聞編集者らがあたり、紙は政府からの配給、印刷は党系紙と同じ印刷所で行われている。

5月9日 ワレサは、反ワレサ派の1拠点とみなされているワルシャワ製鉄所での集会に参加、「誰だってより多くのお金が欲しい、しかし最も重要なこと、すなわち現在の混乱の原因は政治体制にあることを見失ってはならず、経済闘争のみにとらわれてはいけない」と呼びかけて、参加労働者の支持を得る。●「連帯」市民委員会製作の選挙番組が初めて国営放送で流される。

5月10日 ワレサ、ストラスブール(フランス)で人権擁護活動に対して欧州会議賞を授与される。●1956年制定の中絶法(希望者はほとんど誰でも中絶できる)の廃案を求める法案が、76人の議員により国会に提出されて初審議。新しい法案は中絶をほぼ全面的に禁止し違反した女性と医師が懲役刑になる内容。教会は同法案を支持しているが、5月6日にはこの改正に反対するデモがワルシャワで行われた。●イタリアのコシガ大統領がポーランド訪問、ポーランドの債務返済繰り延べを含む4協定に調印。

5月11日 コシガ大統領、ワレサと会談。●30%の賃上げと30%のボーナスの条件で銅山のストが終了。

5月12日 下院選挙での党・政府側の「全国名簿」が発表される。ラコフスキ首相、バカ、チオセク、チレク各中央委員書記、OPZZ議長ミオドヴィチらを含む35名が信任投票に臨む。

5月14日 「連帯」全国執行委がグダンスクで会合、経済立直しのためにストを自制するよう呼びかけ。

●ハンガリーのネーメト首相がポーランド訪問、ラコ

ZARNOWIEC



ジャーノヴィエツ原発建設に反対する
「自由と平和」運動のポスター

フスキ首相、ヤルゼルスキ第一書記と会談後、記者会見で「両国の目標は非常に似ている」と語る。

5月15日 ワレサ、ラツフウィツェでの選挙集会で、「党側の候補者も悪い人間ばかりではなく、彼らのための議席が配分されているのだから、無差別に党の候補者にX印をつけずによく考えて投票しよう」と呼びかける。●当局から非合法とみなされている独立ポーランド連盟(KPN)の指導者L・モチュルスキが記者会見、KPNが上院に5名、下院に16名の候補者を立てると発表。

5月16日 公式報道によれば、クラクフで、学生グループと「自由と平和」運動を中心に、当局の許可を受けない「反ソ」集会とデモが行われる。

5月17日 クラクフで再び「反ソ」デモ。警察の介入で、テモ参加者、警官、通行人に負傷者が出る。●国会で教会—国家関係3法案が可決され、教会がついに正式に合法化。●国際自由労連の会議に出席のため、ワレサがブリュッセルに到着。マルテンス・ベルギー首相とも会談。●国防省スポークスマン、近くポーランド駐留ソ連軍が一掃撤退と語る。またポーランド軍は今年と来年とで兵員4万人、戦車850両、火砲900門、装甲兵員輸送車700両、戦闘機80機を削減し、高等教育終了者の兵役を1年から5か月に短縮すると述べる。

5月18日 「円卓会議」により設置された「協議委員

会」が会合、独立学生連盟（NZS）合法化問題を検討。●「連帯」市民委員会の選挙委員会の会合で、各地で「連帯」系候補への選挙妨害（ポスターの破壊、脅迫、いやがらせ等）が起きていると報告される。●クラクフでのこの日も「反ソ」デモ。

5月20日 ワレサ、ヒドゴシチでの選挙集会で、党側候補者の中からも改革に益する人を選んで投票するように呼びかけ。

5月22日 ヤルゼルスキ国家評議会議長が東ベルリンを訪問。シチェチン港内の東独—ポーランド国境条約に調印。●チェコスロヴァキアがポーランドとの国境に近いストナヴァにコークス工場を建設する計画を立て、隣接するポーランド側住民が環境汚染を心配している問題に関し、ポーランドのコジョウ環境相がプラハでチェコ当局と交渉。チェシンではこの工場建設に反対するデモが行われ、公認紙『ジェンニク・ルドーヴィ』も建設反対を打ち出すとともに、ポーランド当局が断固たる態度でチェコに臨んでいないと書く。

5月23日 ワルシャワ地裁、独立学生連盟（NZS）の再合法化申請を却下。判事は、労働者でなく学生の組織であるNZSの規約にスト権が明記されているのは結社法に反していると語る。「連帯」はこの決定を「法的根拠がなく、政治的に有害で、円卓会議合意に反する」と批判。ワルシャワ大学とワルシャワ工科大学で学生がストに入る。

5月24日 ワルシャワ、ウッチ、ヴロツワフ、グダンスク等各地で大学や高等教育機関の学生がストやデモ。●クラクフの「反ソ」デモに関して「連帯」が声明を発表、街頭での暴力行為やソ連領事館襲撃の試みを批判するとともに、ソ連で進行中の改革はポーランドの改革に重大な影響を与えるものであり、暴力的な反ソ行為はその改革の進展の妨げになると述べる。●ハンガリーの独立労働組合民主連盟代表団がワレサのもとを訪れて会議。●ポーランドの駐韓貿易事務所がソウルに開設済み。●ソ連—ポーランド関係史の見直し作業中の両国合同歴史委員会は、統一労働者党機関紙『トリブナ・ルド』に「第2次大戦の起源と開戦」と題する声明を発表、開戦前にナチスとソ連の間にポーランド分割の合意ができていたことを初めて公に指摘。

5月25日 グレンプ首座大司教、NZS合法化への支持を表明。

5月26日 学生、政府、「連帯」代表の間で行われたNZS問題に関する話し合いは合意に至らず。NZS指導部は学生の抗議行動継続を決定。

5月27日 カティン事件に関する書物が初めて公的に出版される。西側で編集された死者・行方不明者のリスト（いわゆる「カティン・リスト」）である。

[訳編：高橋 初子]

編 集 後 記

☆上院定数100議席中99議席、下院在野勢力割当枠161議席中161議席。これが今度の「自由選挙」における「連帯」の戦果でした。

☆上院の残る1議席は、戒厳令中に「連帯」活動家をかくまっけて党を除名されたさる資本家ということで、統一労働者党は上院に1議席も獲得できませんでした。

☆党政府要人の「指定席」だったはずの「全国リスト」35名中33名が規定の50%の得票率に達せず不信任。この結果、ラコフスキ首相、キシチャク内相、シウィツキ国防相、バカ蔵相らが落選。「連帯」側は彼らの再選挙に同意したものの、ラコフスキ首相らがこれを辞退。この33議席が欠員扱いになると、大統領を選出する上下両院合同会議は与野党の議席

差がわずか5となり、与党側から3名の遺反が出れば勢力比が逆転することになります。

☆これほどの地滑りの圧勝は「連帯」自身も予想しなかったことでした。情勢の不安定化を懸念する声が「連帯」内にもあると伝えられます。「自己限定革命」に徹しようとしていたにもかかわらず、党政府の急激な崩壊過程が進んだ戒厳令前の情勢が想起されるのかも知れません。

☆ポーランドで「自由選挙」が実施されたまさに同日、社会主義陣營の東端に位置する中国では天安門広場で空り込みを続ける学生市民に人民解放軍の戦車が襲いかかりました。鄧小平の「社会主義の行き詰まり」を打開する試み、というわけです。

☆以来、ワルシャワの中国大使館に抗議のデモが押しかけています。ポーランド政府は特別な規制は加えていないということ。 1989・6・21（み）

1989年3月号(通巻84号) 24頁 400円

労働組合複数制と「連帯」復権について……………3
 「連帯」全国執行委員会声明
 対話の再開のために
 「連帯」復権と市民委員会の結成……………4
 「連帯」市民委員会の決議と宣言
 民主主義と労働者の権利……………7
 「連帯」全国委員会行動グループの文書
 円卓会議に真の社会代表を……………10
 自由民主党「独立」他の共同声明
 「事の根幹は自由にあり」……………11
 ワレサ対ミオドヴィチ テレビ討論
 テレビ討論の前と後……………15
 未来のモデルは過去にはない……………16
 インタビュー：アレクサンデル・ハル
 ポーランド日誌 1988年11月16日～30日/1989年
 1月1日～12日……………2/23

1989年4月号(通巻85号) 20頁 400円

円卓会議からの報告
 信頼をもって真実に基づいた話し合いを……………3
 円卓会議初日のレフ・ワレサの冒頭演説
 議論はここまで進んだ……………7
 円卓会議の進行状況 J・オニシケヴィチ
 力をあわせて新しいヨーロッパを築こう……………10
 リトアニアの友人たちへ レフ・ワレサ
 社会の新しい仕組みをつくる……………11
 アンジェイ・ワイダ インタビュー
 ポーランド日誌 1988年12月1日～31日/1989年
 1月13日～31日……………2/19

1989年5月号(通巻86号) 20頁 400円

円卓会議
 合意された問題 残された問題……………3
 ウルバン/オニシケヴィチの記者会見
 円卓会議日誌 1989年2月6日～3月24日……………6
 民主主義への過渡期にどう対応すべきか……………8
 ブロニスワフ・ゲメレクのコメント
 マスメディア利用の自由 小委員会での討論……………10
 円卓会議の現段階 市民委員会の声明……………11
 円卓会議をめぐる国際情勢 アダム・ミフニク……………12
 円卓会議批判派の発言……………15
 公正な賃金と「連帯」の復権……………16
 ベウハトフ 亜炭鉱のストライキ
 ポーランド日誌 1989年2月11日～3月21日… 2/18-19

1989年6月号(通巻87号) 24頁 400円

円卓会議合意文書
 コミュニケ……………3
 序文……………3
 政治改革問題に関する基本的立場……………4
 社会経済政策に関する基本的立場……………9
 労働組合複数制に関する基本的立場……………14
 閉会にあたって—協議委員会の設置……………17
 力の論理 論理の力……………18
 最終会議におけるワレサ委員長の演説
 全力をあげて選挙戦を闘おう……………20
 「連帯」全国執行委員会の決議
 独立自治労働組合「連帯」登録申請……………21
 ポーランド日誌 1989年3月22日～4月25日…2/22-23

発行所・ポーランド資料センター

Center for Polish Research %Kazukuni Bldg. 3F 2-10-5 Misakicho Chiyoda-ku Tokyo 101

事務所は月・水・金 14:00～17:00

〒101 東京都千代田区三崎町2-10-5 一國ビル3F
 電話 03-261-2585 郵便振替 東京 2-81069

定価400円・年間定期購読料4600円(送料共)